

第3次川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン第1期実施計画（案）概要版

令和8（2026）年2月
川崎市教育委員会事務局

第1章 基本的な考え方

今後の本市の教育においては、**市民一人ひとりが“学びの主役”、“学びの主体”**となって、**自らの学びを“自分事”として捉え直すことが大切**になると考えます。そのため、川崎の教育がめざす方向性を今まで以上に分かりやすく示し、**すべての市民と共有しながら取組を進めていきます。**

1 策定の趣旨

「かわさき教育プラン」は、本市教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力のもとに取組を推進するための指針として策定しているものです。

本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、「めざすもの」の実現に向けて、新たに「**第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン**」（以下「**第3次プラン**」という。）を策定します。

2 位置づけ

「教育基本法」第17条第2項に定める**教育振興基本計画**に位置づけるとともに、本市総合計画をはじめ、関連する個別計画との整合を図りながら策定しています。

3 対象分野

教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での**学校教育**と、幼児から高齢者までにわたる**社会教育**とします。

4 計画期間

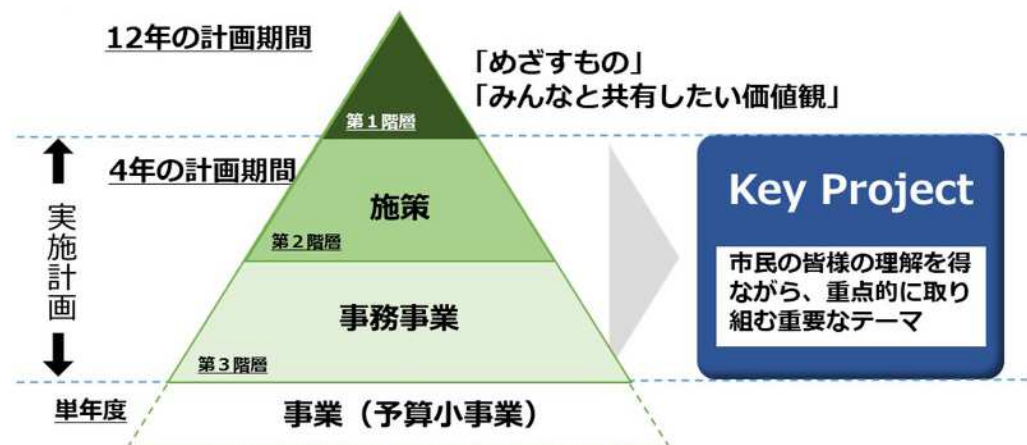
令和8（2026）年度から**12年間**とします。

5 構成及び計画期間

12年間の計画期間全体を通じて実現をめざすものを教育プランの「**めざすもの**」及び「**みんなと共有したい価値観**」として掲げながら、具体的な取組内容は「施策」「事務事業」の階層で体系的に整理します。施策、事務事業は、4年ごとに見直しを行う「**実施計画**」とします。

また、各実施計画期間において、特に重点的に取り組む重要なテーマを「**Key Project**」として位置づけます。

（1）構成



（2）計画期間



第2章 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」

「第2次教育プラン」の「基本理念・基本目標」の方向性を継承しつつ、新たな価値観等を盛り込みながら、市民の皆様と本市の教育を共に進めることができるよう、本市の教育がめざす内容を、新たに「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」として定めました。

1 「めざすもの」

一人ひとりが輝き、共に未来をつくる

川崎の教育は、今この瞬間から一人ひとりの個性を大切にし、生きがいのある人生を自分らしく送ることで輝くことができる人を育てます。そして、そのような市民が、それぞれの強みを活かしながら、さまざまな立場や考えの人たちと協働して持続可能な社会をつくりだしていくことをめざしていきます。

この「めざすもの」のもとで学び・成長したすべての人が、その人らしく生き生きと活躍し、どこにいても心の拠り所として「川崎」があるよう、本市の教育の“灯台”として「めざすもの」を掲げ、「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」ための取組を推進していきます。

2 「みんなと共有したい価値観」

教育プランは行政だけが進めていくものではありません。「めざすもの」の実現に向けた長い道のりは、市民の皆様と一緒に歩んでいかなければならないものです。なぜなら、**市民一人ひとりが学びの主役であり、教育プランの取組を共に進めていくパートナー**であるからです。そのためには、市民の皆様と川崎の教育で大切にしていきたい価値観を共有し、**川崎らしい人づくり・社会づくりを進めていく“合言葉”**としていきます。

「一歩、踏み出す」
「自分の幸せ みんなの豊かさ」
「多様性を可能性へ」

第3章 第1期実施計画 （1）第1期実施計画における基本的な考え方

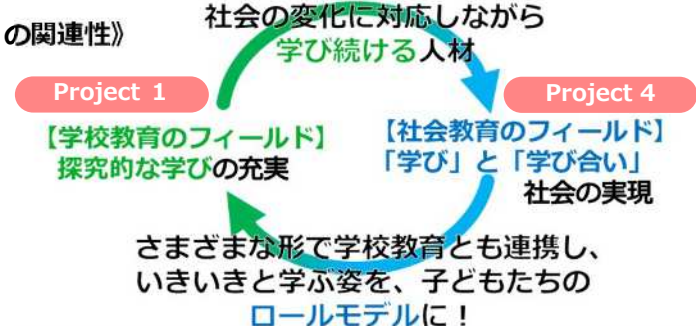
「第1期実施計画」では、「教育から学び」へと転換し、市民一人ひとりが“学びの主役”、“学びの主体”となって、自らの学びを“自分事”としてとらえられるよう教育施策を進めていきます。子どもたち一人ひとりの学習の進度や学び方の特性、その興味・関心が大きく異なる状況にあり、学校では、こうした多様な子どもたちを柔軟に受け止めながら、自分たちで考え、解決していく学びを通じて、子どもたちが変化の激しい社会を生き抜くことのできる力を身につけられるよう教育活動を進めます。そして、そうした力を身につけて大人になった市民が社会で活躍し、良き学び手として子どもたちの成長を支えていけるよう、**子どもの学び**（学校/学校教育）と**地域の力**（社会/社会教育）を一続きでとらえながら人材が循環する地域づくりを進めることで、「めざすもの」の実現をめざしていきます。

第3章 第1期実施計画 (2) Key Project (1/2)

複雑化する課題や多様化するニーズに対応していくためには、関連する取組を連携させながら進めると効果的であると考えます。このため、**重点的に取り組むテーマを“Key Project”として設定**し、Key Projectの各テーマに関係する取組を「実施計画」から再構成します。

プロジェクトの方向性	取組の方向性
Project 1 社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実	
➤ 「総合的な学習（探究）の時間」を中心に、子ども主体の「探究的な学び」を、学校と地域が一緒になって進めていくことで、子どもたちの資質・能力を高めます。 かわさき探究2.0へ 地域に学び地域に関わる「探究的な学び」を実践し、行動につなげる	方向性1 すべての市立学校における「かわさき探究2.0」の実践 - 各校の特色を活かしながら、R8（2026）年度からモデル校での「かわさき探究2.0」を実践します。モデル校での検証内容や、新たな学習指導要領等を踏まえながら、効果的な実践内容を検討し、全校で実践します。 方向性2 「かわさき探究2.0」の実践を支える取組 - すべての市立学校で「かわさき探究2.0」の実践が進むよう、各校での体制づくりや教育委員会による学校の支援・指導の充実などの取組を進めます。
Project 2 組織等の枠を越えた連携による切れ目のない支援	
➤ 児童生徒の状況の変化や複雑化、多様化するニーズ等を適切に把握し、一人ひとりに応じた支援を行うためには、「児童生徒一人ひとりの状況の適切な把握」を行い、関係局等で「情報の共有化」を進めることにより、「多様な主体との連携」を行うことが重要です。 ➤ このため、これらを取組における3つの柱とし、4つの方向性に基づき、児童生徒一人ひとりに応じた切れ目のない支援の実現に向けて取組を進めます。 3つの柱 児童生徒一人ひとりの状況の適切な把握 情報の共有化 多様な主体との連携	方向性1 個別の教育支援計画を軸とした連携体制等の整備 - 児童生徒の状態等を客観的かつ継続的に把握するとともに、関係局、関係機関等と必要な情報共有を行い、連携して支援を行う体制等の整備に向けた取組を進めます。 方向性2 多様な学びの場の確保と安全・安心な居場所づくり - 多様な学びの場の確保に向けて、効果的な支援人材の確保、配置に取り組むとともに、関係局との役割分担の整理等を行い、連携して、児童生徒の安全・安心な居場所づくりを進めます。 方向性3 保護者の安心につながる支援等の充実 - 保護者の安心が児童生徒の安心につながるため、相談窓口や支援内容などの情報をわかりやすく発信するとともに、学校や関係局等と連携し、保護者の安心につながる支援に取り組みます。 方向性4 学校・教職員の取組を支える環境の整備 - 教職員の専門的知識の習得や対応力の維持・向上に努めるとともに、教職員をサポートする体制について検討し、整備を進めます。

第3章 第1期実施計画 (2) Key Project (2/2)

プロジェクトの方向性	取組の方向性
Project 3 教職員が働きやすい環境づくり ➤ 学校との意見交換会での内容や、国が示した「学校と教師の業務の3分類」の内容を踏まえて4つの「対応の方向性」を定めました。4つの「対応の方向性」における学校と教育委員会の役割を整理し、それぞれが主体的に進めることで、時間外在校等時間の縮減や、教員が子どもと向き合える時間の増加、自身の能力向上に充てる時間の確保により、教職員の健康確保とウェルビーイングを向上させ、「第3次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」である「未来を育む学校サポートプログラム」において、教育の質の向上と、学校現場の魅力向上をめざします。 《参考：Project 1と3の関連性》  子どもたちのための “教育の質”の向上	方向性1 教育課程の編成による創造的な余白づくり - 各学校が教員本来の業務である授業準備等に充てる時間を作り出せるよう、学校の取組を支援していきます。 方向性2 教員の負担軽減・業務改善 - 業務の効率化やデジタルの活用等により、教員の負担軽減・業務改善に向けた取組を進めていきます。 方向性3 児童生徒主体の学びへの転換 - 児童生徒が主体的に考えて学びを自走していくように、教員がファシリテーター役を担う学びへの取組を進めていきます。 方向性4 しきみづくり・環境整備・人材確保 - 主に教育委員会が中心となって、負担軽減などにつながるしきみづくり・環境整備を行うとともに人材確保の取組を進めていきます。
Project 4 生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現 ➤ 市内の至る所で、生涯学習に触れる機会があふれ、興味をひかれる「学び」に出会い、生涯を通じて自立し、学び続けることができます。 ➤ 「学び」を社会に発揮できる機会や、同じ思いを持つ仲間と緩やかにつながることができるしきみがあり、楽しみながら貢献できます。 《参考：Project 1と4の関連性》  社会教育と学校教育の ボーダレス化！	方向性1 生涯を通じた「学び」の環境の充実 - 市民館・図書館を核とし、「学び」を通じた「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を進め、生涯を通じた「学び」を通して、自立や成長が図られる生涯学習社会の実現を推進します。 方向性2 「学び合い」社会の実現に向けたしきみづくり - 幅広い市民が自身の個性や「学び」を「気軽に」「前向きに」発揮できるしきみづくりや、社会教育と学校教育が一体となった取組を進めます。

第3章 第1期実施計画 (3) 実施計画(施策及び事務事業) (1/2)

教育委員会のすべての取組を、6つの「施策」と36の「事務事業」を2層構造で体系化して位置づけます。総合計画の実施計画と施策体系を一致させ、記載項目を共通化して、本市全体の方向性と教育施策が、整合性を持ちながら取組を効果的に進めていけるようにします。

施策の方向性	事務事業及び主な取組（枠内）
施策1 子ども主体の学びの推進	
・地域・社会への参画を通した「探究的な学び」の充実と計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の実践 ・「確かな学力」の育成に向けて、すべての子どもが「わかる」授業をめざした「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ・GIGA端末の更なる活用や学校における教育データの利活用など、教育DXの推進による教育の質の向上	・探究的な学び推進事業 ・キャリア在り方生き方教育推進事業 ・きめ細かな指導推進事業 ・教育DX推進事業 ・高校改革推進事業 ・「かわさき探究2.0」の全校展開 ・川崎市学習状況調査の実施（小4～中3） ・川崎市学習状況調査のCBT化 ・端末及びネットワーク統合に向けた環境整備 ・市立高校改革等の推進に向けた新たな計画の策定
施策2 豊かな心とすこやかな体の育成	
・人権尊重を基盤とした教育活動と豊かな心を育む体験活動の更なる推進 ・生涯にわたってすこやかに生き抜くための健康な体の育成と持続可能な部活動とするための取組の推進 ・学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の充実及び「健康給食」の推進	・人権尊重・多文化共生教育推進事業 ・豊かな心を育む体験活動推進事業 ・体力向上・部活動支援事業 ・学校安全推進事業 ・健康給食推進事業 ・健康教育推進事業 ・中学校等への学校司書の全校配置 ・データを活用した学校体育活動等の実施や、かわさきキラキラチャレンジの充実 ・水泳授業での外部施設活用の拡充 ・「かわさき部活動ガイドライン」を踏まえた取組の推進 ・小学校における歯科保健教育の推進
施策3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	
・障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築 ・不登校や外国につながる子どもなどを含む、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした学習環境の整備 ・いじめの未然防止や早期発見・早期解消に向けた体制の構築	・特別支援教育推進事業 ・不登校対策推進事業 ・共生・共育推進事業 ・児童生徒支援・相談事業 ・帰国・外国人児童生徒等支援事業 ・就学等支援事業 ・中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化 ・全小・中学校への設置に向けた「(仮称)校内教育支援センター」の段階的整備 ・不登校対策推進事業における保護者向けピアサポートの導入

第3章 第1期実施計画 (3) 実施計画(施策及び事務事業) (2/2)

施策の方向性	事務事業及び主な取組(枠内)
施策4 学びを支える教育環境の充実	
・教職員の安定的な人材確保と働きやすい環境づくりの推進 ・「学校施設長期保全計画」に基づく取組の着実な推進及び快適な学習環境の確保に向けた環境改善 ・地域ごとの児童生徒数の動向や中学校における35人学級化に伴う影響を踏まえた良好な教育環境整備の推進	・教職員の人材確保事業 ・教職員の働き方改革推進事業 ・学校施設長期保全計画推進事業 ・学校施設環境改善・維持管理事業 ・児童生徒数・学級数に基づく教育環境整備事業 ・教職員の人材育成事業 ・教育研究団体補助事業 ・学校業務改善等実践校への支援 ・設備再生(モデル校)の実施 ・体育館等における空調設備の整備 ・包括管理の全市展開 ・学校の小規模化に伴う考え方の整理
施策5 地域と学校の連携・協働	
・コミュニティ・スクールを通じて子どもたちが身につける資質・能力を地域社会と共有し、地域と一体となって子どもたちを育成する取組の推進 ・地域の多様な人材やさまざまな物的資源等を活かした、地域の教育力の向上を図る持続可能なしくみの構築と朝の居場所づくりの推進 ・「もっと使ってもらう」「使いやすくする」「みんなで使う」の3つを基本コンセプトとした地域における学校施設の更なる有効活用に向けた取組の推進	・地域とともにある学校づくり推進事業 ・地域の寺子屋事業 ・地域教育活動等の推進事業 ・朝の居場所づくり推進事業 ・学校施設有効活用事業 ・全市立学校で学校運営協議会の実施 ・地域教育会議の実施 ・川崎市子ども会議の開催 ・朝の居場所の開設 ・特別教室等の開放拡大 ・みんなの校庭プロジェクトの実施
施策6 生涯学習の推進	
・「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした市民館の取組の充実や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした図書館の取組の充実 ・市民館・図書館等の利用環境の向上や、老朽化対策など、市民の生涯学習を支える環境整備の推進 ・文化財を地域全体で支え、地域の歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりの推進	・社会教育振興事業 ・図書館運営事業 ・社会教育施設の環境整備事業 ・家庭教育支援事業 ・文化財保存・活用事業 ・社会教育関係団体等への支援・連携事業 ・博物館管理運営事業 ・市民館・図書館への指定管理者制度の導入 ・川崎市民館・労働会館の整備 ・幸市民館・図書館改修工事 ・八ヶ岳少年自然の家青少年教育施設としての用途廃止、跡地の方向性の決定 ・「史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」等に基づく保存管理・活用及び史跡整備

第3章 第1期実施計画 (4) より豊かな学びに向けて

「施策及び事務事業」では、教育委員会事務局が実施する事業を中心に整理しているため、学校現場で実践する取組は原則として記載していません。一方で、児童生徒や市民の方に身近な学校での学びや学校生活に関わる内容については、考え方や方向性を整理します。

取組1 子どもの権利に関する学び

「川崎市子どもの権利に関する条例」を踏まえ、児童生徒が自らの権利を知り、権利への認識を深め、日常的に権利が保障されている実感をもち、自ら権利の実現に向かうことができるよう多様な取組を進めていきます。

◎個別のテーマ

- ・意見表明権尊重から権利の実現（意見反映）へ
- ・学校生活のルール等
- ・性の多様性 ～SOGI～

取組2 未来を主体的に切り拓く学び

「キャリア在り方生き方教育」をすべての教育活動を通じて推進し、自己肯定感を高め、学ぶ意欲、人と関わる力、社会に参画する資質・能力を小学校段階から計画的・系統的に育んでいきます。また、現代的な諸課題に対応した新たな学びについても取り組んでいきます。

◎個別のテーマ

- ・現代的な諸課題に対応した新たな学び
- ・市制100周年記念事業と全国都市緑化フェアかわさきのレガシー

取組3 教育DXによる学び

「かわさき教育DX推進方針」を作成し、これに基づき着実に事業を推進していきます。蓄積した教育データの利活用を図っていくことができる環境づくりや、エビデンスを活用した適切な指導・支援、安心して活用できるICT基盤の整備を進めます。

◎個別のテーマ

- ・GIGA端末を活用した学びの推進
- ・デジタルによる働き方・仕事の進め方改革の推進
- ・子どもたちと教職員を支えるICT環境の整備

第4章 進捗管理の考え方

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を踏まえ、「川崎市教育改革推進会議」から御意見をいただきながら評価を実施します。

実施計画は、総合計画と同じ施策体系・事務事業のため、様式や実施方法を共通化して毎年度評価を実施し、評価結果については、報告書を作成して、議会への報告と市民の皆様への公表を行うとともに、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用します。

Key Projectについては、毎年度実施状況等をまとめ、「川崎市教育改革推進会議」から御意見をいただいた上で、**実施計画の報告書と合わせて議会への報告と市民の皆様への公表を行います**。

参考：主な関連計画等

- ・「未来を育む学校サポートプログラム」(R8～R11)
- ・「学校施設長期保全計画」(R8～R19)
- ・「市立学校体育館等空調設備整備方針」(R8～R15)
- ・「史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」(R8～R13)
- ・「史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」(R8～R19)

(参考) 次の計画は更新を行わず、必要な取組を第3次プランに位置づけます。

- ・「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」(R4～R7)
- ・「「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画」(第4次)(R4～R7)
- ・「第2期川崎市特別支援教育推進計画」(H27～R7)

全体像・今後のスケジュール

全体像

めざすもの

一人ひとりが輝き、共に未来をつくる

みんなと共有したい価値観

一歩、踏み出す

自分の幸せ

みんなの豊かさ

多様性を可能性へ

実施計画（施策及び事務事業）

- 施策 1 子ども主体の学びの推進
- 施策 2 豊かな心とすこやかな体の育成
- 施策 3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
- 施策 4 学びを支える教育環境の充実
- 施策 5 地域と学校の連携・協働
- 施策 6 生涯学習の推進

Key Project

- Project 1 社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実
- Project 2 組織等の枠を越えた連携による切れ目のない支援
- Project 3 教職員が働きやすい環境づくり
- Project 4 生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現

より豊かな学びに向けて

- 取組 1 子どもの権利に関する学び
- 取組 2 未来を主体的に切り拓く学び
- 取組 3 教育DXによる学び

今後のスケジュール

今後、教育委員会会議に付議した後、成案を公表します。

- ・ R 8（2026）年 2 月 文教委員会報告
- ・ R 8（2026）年 3 月中旬 教育委員会会議議決、公表